

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 消防本部予防課

監査実施期日： 令和3年5月20日

監査結果報告： 令和3年5月26日

1 / 2枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>1 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誤字脱字や記載漏れ、押印・収受印漏れ等のうち、軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。</li> </ul> <p>2 物品購入関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品購入関係において、見積調書の開封者と立会者が同一職員となっていた(ポータースモーク発煙機購入、幼少年火災予防啓発用消しゴム購入)。また、見積調書に見積合わせの日を示す重要項目である開封日の記載がなかった(事務用品購入)。契約事務の透明性、公平性の確保の観点から、適正に見積合わせを行うこと(R2)。</li> </ul> <p>3 危険物関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物関係において、①各消防署で定期監査を実施した中で、危険物の各申請手数料と調定の突合ができなかった。その理由としては、各種申請書の編綴簿冊の提出がなく、提出のあった危険物許可証等交付簿では突合ができない(手数料の記載がない。交付簿は設置者のみの記載であるため、工事業者が支払した場合、調定の納入義務者と一致しない。)ことが挙げられる。手数料を伴う各種申請書は、地方自治法第199条第1項の規定による財務監査の対象となる書類であるが、消防署で聞き取りをした際、事務処理の都合上、申請書のほか付随する書類を申請者ごとに一元管理しており、書類、簿冊ともに膨大な量となるため、監査時の簿冊提出は難しいとのことであった。手数料と調定が突合できる方法について、所管課として検討されたい(R2,R3)。②危険物貯蔵所変更申請書について、着工予定期日及び完了予定期日が空欄となっているものが複数見受けられた。申請受理は各消防署で行っているようであるが、受理時に内容を確認し、空欄であれば記入を求めるよう所管課として事務処理の統一化を検討されたい(R2)。</li> </ul>	<p>補完、訂正し、職員へ周知しました。</p> <p>職員へ周知し、以後適正に執行します。</p> <p>①危険物の各手数料と照合が行えるように、交付簿に危険物許可申請書や完成検査申請書等の写しを添付するように周知を行いました。 ②職員へ周知し、以後適正に執行します。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 消防本部予防課

監査実施期日： 令和3年5月20日

監査結果報告： 令和3年5月26日

2 / 2枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>4 車両使用簿関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 車両使用簿において、複数の使用をまとめてパソコン入力・印刷後、確認印が一括押印されていた。車両使用の都度記入し、確認印を押印すること(R3)。</li></ul>	<p>職員へ周知し、以後適正に執行します。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。